

# 国民健康保険制度のお知らせ

## 70歳から74歳までの国民健康保険加入者の 窓口負担見直しの凍結について

平成18年の医療制度改革により、70歳から74歳までの国民健康保険の被保険者は、4月から窓口負担2割とすることとされていましたが、平成21年3月までの1年間、1割に据え置かれます。

すでに、3割負担となっている現役並み所得の方や障がい認定を受けて後期高齢者医療制度の被保険者となった方は除きます。

## 65歳から74歳の世帯主の方を対象とした 保険税の年金からの特別徴収について

国民健康保険では、65歳から74歳までの世帯主の方を対象に、平成20年10月に支給される年金から、保険税(2カ月分に相当する額)を差し引いて納めていただきます。

特別徴収の対象となるのは、次の条件すべてに該当する方です。

- ・世帯主が、国民健康保険の被保険者である
- ・世帯内の国民健康保険の被保険者の方全員が65歳から74歳である
- ・特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上である
- ・国民健康保険税が介護保険料と合わせて、年金額の2分の1を超えない

## 後期高齢者医療制度の創設に伴い、 75歳以上の被保険者が国民健康保険から 後期高齢者医療制度に移った場合の 国民健康保険税の軽減などについて

75歳以上の国民健康保険の被保険者は、4月から後期高齢者医療制度へ移行し、新制度の保険料を納めることとなります。それに伴って、同一世帯の75歳未満の方が、国民健康保険に引き続き加入する場合、保険税の負担が急に増えることがないように保険税などが軽減されます。

詳しくは、役場住民課へお問い合わせください。